

民法上の要件事実を逐条形式で まとめた唯一の書!

民法上の要件事実を網羅したシリーズ第4版!

第4版 要件事実民法

全9巻

[著] 大江 忠 (弁護士)



第4版 要件事実民法 <全9巻>		A5判	上製・ケース付
全9巻		定価	本体66,100円+税
(1)	総 則 <補訂版>	定価	本体 7,900円+税
(2)	物 権	定価	本体 5,800円+税
(3)	担保物権 <補訂版>	定価	本体 6,800円+税
(4)	債権総論 <補訂版>	定価	本体 7,200円+税
(5)-1	契 約 I	定価	本体 9,200円+税
(5)-2	契 約 II	定価	本体 9,200円+税
(6)	法定債権	定価	本体 5,800円+税
(7)	親 族 <補訂版>	定価	本体 7,000円+税
(8)	相 続 <補訂版>	定価	本体 7,200円+税

NEW!
民法改正に対応!
判例・学説もフォローした
補訂版



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
 Fax. 0120-302-640

本シリーズの特色

- 要件事実に着目し、条文ごとに解説!
- 豊富な判例情報や学説をまとめた充実のシリーズ!
- 訴訟物、請求原因ごとに解説! 答弁書作成のヒントに!

親族〈補訂版〉のポイント

- 成年年齢、特別養子縁組に関する民法の一部改正に対応!
- 新判例の動向や引用文献の見直しなど、情報をアップデート! 実務家納得の補訂版!

内容見本

婚姻の無効の訴え (742条の解説2)	養子縁組の無効の訴え (802条の解説2)
婚姻の取消しの訴え (743ないし747条の解説)	養子縁組の取消しの訴え (803ないし808条の解説)
離婚の訴え (770条の解説)	離縁の訴え (814条、815条の解説)
協議上の離婚の無効の訴え (765条の解説3)	協議上の離縁の無効の訴え (811条の解説6)
協議上の離婚の取消しの訴え (764条の解説3)	協議上の離縁の取消しの訴え (812条の解説3)
婚姻関係の存否の確認の訴え (742条の解説5)	養子関係の存否の確認の訴え (813条の解説2)

上記表の()内は、当該訴えの解説箇所

第1款 縁組の要件

- 【改正法】(養親となる者の年齢)

第792条 20歳に達した者は、養子をすることができる。

- 【改正前】(養親となる者の年齢)

第792条 成年に達した者は、養子をすることができる。

1 養親となる者の年齢20歳の維持の理由
改正前792条は、(普通)養子縁組について、その養親となるための要件として「成年に達した者」であることを規定していた。そのため、この条文の文言をそのままにしておくと、成人年齢引下げ(改正後4条)により18歳から養親になることが可能となってしまう。成年年齢は、若年者が親の監督や保護を離れて、自ら単独で契約等の法律行為をするのに適した年齢を定めているのに対し、養親年齢は、他人の子を法律上自己の子とし、これを育てるのに適した年齢を定めるものであるから、必ずしもこれらを一致させる

1 養親子関係

養子とは、養子縁組によって法定の嫡出子としての身分を取得した者というが(809条)、実子との対比でいうと、生物学的な親子関係のない自然人との間において擬制的な親子関係を創設するものである。すなわち、養子縁組を、婚姻関係と同様に、2人の自然人が、その意思に基づいて身分関係を創設する制度である。

養子には普通養子と特別養子がある。特別養子は、「子のための養子」の理念を貫くものであるが、普通養子は、子の養育のための養子のほかに、多様な目的のために行なわれている。

例えば、親族間での養子縁組においては、①実子がいない場合に扶養と相続を目的とするもの、②相続税対策のため相続人を増やす目的で、あるいは相続分を実質的に変更する目的とするもの、③実子に男子がいないため、男子の跡継ぎを得るため(婿養子など)、④配偶者の連れ子を養育するため自己の養子とする例などである。これに対して、親族以外の者の養子縁組においては、⑤中小企業の経営者が後継者を得るための従業員との縁組、⑥伝統芸能の世界で師匠が弟子を養子にする等がある。

2 養親子関係訴訟

人訴2条3号は、養親子関係訴訟として、①養子縁組の無効及び取消しの訴え、②離縁の訴え、③協議上の離縁の無効及び取消しの訴え、④養親子関係の存否の訴えを定めている。①については、802条ないし808条の解説、②については、814条、815条の解説、③については、811条の解説6及び812条の解説3、④については、813条の解説2をそれぞれ参照。

養親子関係訴訟の類型は、下記のとおり、婚姻関係訴訟と対応している。

大判正6年10月25日民録23,1604〔27522507〕は、約束手形金請求事件において、被告が未成年を理由とする取消しの抗弁を提出したのに対し、原告が営業の許可があった旨の再抗弁を主張した事案であるが、「未成年者ノ為シタル法律行為カ法定代理人ノ許可シタル営業ニ關スルモノトシテ之ヲ取消シ得ヘキモノニアラサルコトヲ主張スルモノハ其営業ニ付キ許可アリタルモノナルコトヲ立証スル責任アルハ勿論ニシテ」と判示した。

訴訟物 XのYに対する売買契約に基づく代金支払請求権
*本件は、XY間で締結した土地売買契約の代金1,000万円の支払を求めたところ、Yが契約締結当時、未成年であったとして取消しを主張したが、Yの父母AとBが営業許可をしたか、許可を取り消したかが争点となった事案である。

請求原因 1 XはYとの間で、本件土地を代金1,000万円で売買する契約を締結した。
(未成年に基づく取消し)

抗弁 1 Yは、請求原因1の契約締結当時、18歳未満であったこと
2 YはXに対し、請求原因1の売買契約におけるYの意思表示を取り消す旨の意思表示をしたこと

(営業許可)
再抗弁 1 AとBは、Yの父母であること
2 AとBはYに対して、特定の営業を許可したこと
*再抗弁1と2は、本条及び6条に基づく再抗弁である。
3 請求原因1の法律行為が再抗弁2において、Yが許可された営業に直接又は間接に必要な行為であること

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規ストア

検索

CLICK!

申込書(第一法規刊)

書名	価格	部数
第4版 要件事実民法 全9巻	定価72,710円(本体66,100円)	部
第4版 要件事実民法(1) 総則〈補訂版〉 [068841]	定価 8,690円(本体 7,900円)	部
第4版 要件事実民法(2) 物権 [103408]	定価 6,380円(本体 5,800円)	部
第4版 要件事実民法(3) 担保物権〈補訂版〉 [063297]	定価 7,480円(本体 6,800円)	部
第4版 要件事実民法(4) 債権総論〈補訂版〉 [064501]	定価 7,920円(本体 7,200円)	部
第4版 要件事実民法(5)-1 契約Ⅰ [056630]	定価10,120円(本体 9,200円)	部
第4版 要件事実民法(5)-2 契約Ⅱ [056648]	定価10,120円(本体 9,200円)	部
第4版 要件事実民法(6) 法定債権 [103424]	定価 6,380円(本体 5,800円)	部
第4版 要件事実民法(7) 親族〈補訂版〉 [069336]	定価 7,700円(本体 7,000円)	部
第4版 要件事実民法(8) 相続〈補訂版〉 [068007]	定価 7,920円(本体 7,200円)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いづれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所 _____

事務所名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 ㊞ E-mail _____ ㊞

お客様よりお預かりした個人情報、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-6966 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印

要件民法4(1)補 (068841)
要件民法4(2) (103408)
要件民法4(3)補 (063297)
要件民法4(4)補 (064501)
要件民法4(5)1 (056630)
要件民法4(5)2 (056648)
要件民法4(6) (103424)
要件民法4(7)補 (069336)
要件民法4(8)補 (068007) 2020.1 SE